

平成 22 年 1 月 4 日

臨時契約監視会の意見書の提出について

概 要

1. 消防庁が本年 8 月に入札、9 月に契約を行った「高度救命処置シミュレーター」の調達に係る、適法性、相当性等について徹底的な検証を行うため、公会計・公共調達等を専門とする有識者で構成する「臨時契約監視会」を平成 21 年 11 月から開催し、今般意見書のとりまとめを実施。
2. 調達機関を含む入札関係者からのヒアリングを実施したほか、関係者から任意提出を求めた文書等資料と併せて徹底的な検討を実施。
3. 契約監視会は、当該調達において、仕様策定手続等における数々の問題点を抽出。これらを踏まえ、再発防止措置として以下 4 点を提言。
①内部統制の整備と高度化、②リスク管理能力の向上、③苦情対応の適正化、④調達の適正化に関する再確認と教育の徹底。

1 臨時契約監視会の開催

平成21年11月から開始、今般意見書を取りまとめ。

2 構成員

別紙のとおり。

3 意見書の主な内容

(1) 事実確認

①ヒアリング

入札関係者、調達当事者（消防庁）を含む関係者から、詳細なヒアリングを実施。

②資料等分析

関係者からヒアリングと本件に関連して当事者から任意提出を求めた資料等を併せ分析し、できる限り公正・中立な立場から事実関係の掌握に努めた。

(2) 抽出された主な問題点

別添1のとおり。

(3) 意見一再発防止のための措置一

別添2のとおり。

4 公表

意見書「『高度救命処置シミュレーター』の調達に関する検証について」は、総務省ホームページに掲載。

【連絡先】

総務省契約監視会事務局

担当：大臣官房会計課監査指導係

小林、志村

電話(直通)：03-5253-5135

FAX：03-5253-5138

抽出された主な問題点

項 目	問 題 点
(1) 調達準備段階の情報提供	<p>○ 消防庁ホームページに使用されている写真は、E社という特定業者のカタログに掲載されているものであり、この業者の製品を調達しようとしているのではないかという印象を与えかねないものである。</p>
(2) 仕様策定過程と内容	<p>○ 仕様内容についても、特定業者からの調達を想定しているのではないかという憶測を招きかねない表現や、特定業者に有利な内容という批判が生じかねないものになっている。 (詳細は、以下の①及び②)</p> <p>①仕様書における件名「高度救命処置シミュレーター」は、E社の製品名である「高度救急処置シミュレーター」と一字しか違わず、誤解を招く恐れは十分予想できたものと思われる。</p> <p>②仕様細目も、E社は既存品で対応可能であるのに対し、B社は改良が必要であり、前者にとって極めて有利な内容になっている。</p> <hr/> <p>○ 調達金額の大きさと調達量の多さを考えると、仕様細目を定める手続としては、5人の有識者の意見だけでなく、より説得力のある仕様策定手続が必要であったと考えざるを得ない。</p> <p>○ 特に、B社の製品は既に国内の多くの消防本部で実際に選定され、使用されており、同社が明らかに不利となる仕様が定められることについては、説得力のある説明が必要であった。</p> <hr/> <p>○ 本件はW T O対象案件であり、入札公告前の仕様書案に対する意見招請の実施対象となる80万SDR（1億4千万円）を超えるものであることから、意見招請の官報公示を行い、仕様書案を示すことによりその仕様書に公平性が担保されていることの確認を行う必要があった。</p> <p>○ この意見招請については、消防庁で作成しているマニュアル「平成21年度予算執行の手引き」において</p>

	<p>も触れられておらず、同庁における本年度の意見招請対象案件の大多数は意見招請が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見招請が行われていれば、仕様細目についてもより透明性、納得性の高い決定が行われた可能性が高いと思われる。
<p>(3) 入札参加条件と事前審査過程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性能審査によってB社の製品が不適合とされたが、入札説明書には審査内容、審査方法、審査の合否基準、に関する記述はない。 ○ 消防庁の見解では、入札説明書にある「入札者に求められる義務等」に「仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料」を提出しなければならないとあり、「入札の参加」に「前記に示す書面等の事前審査を実施し、（中略）仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加することができる。」とあることから、仕様書に適合することについて証明することを明確にしているが、この「仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料」という極めて抽象的な表現だけでは、実際にどのような義務が課せられているのかは明らかでない。 ○ 消防庁とB社との間で見解の相違が生じたのは、このような入札説明書の不備によるものと言わざるを得ない。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実際に行われた審査についても、その性格、審査内容、審査方法、審査の合否の基準、仮に審査の結果が不適合とされた後の再審査の有無、などが文書で事前に示されておらず、公正で透明な審査過程であったとは言い難い。
<p>(4) 予定価格の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格の設定にあたり、消防庁は業者2社よりカタログを入手し定価を確認したが、B社は既存品に改良が必要であり、その改良費が不明との理由で使用していない。この判断により、予定価格設定のための作業はすべてE社1社の特定製品をベースに行われている。 ○ 具体的には、消防庁は仕様に適合するE社の既製品について購入実績を持つ3団体から価格情報を収集し、これを参考として予定価格を設定したとしている。しかし、国内各地の消防本部による過去の購入実績の多くは1セットのみの購入で、多くても数セットという数量であり、803セットの大量の調達を行う際の予定価格設定のためには、このような少数の購入実績について数団体だけを調査するというの

	<p>では、極めて不十分な情報収集作業であったと考えざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当契約監視会で、本件で調達が決まった製品のC社における過去2年間の各地消防本部との販売契約実績を調査したところ、平均販売価格は、代理店への卸値を含む全契約48件だけでなく、そのうち直販による契約13件だけみても本件の落札価格149万円を下回っており、過去2年間の同社の平均販売価格よりも高い金額で803セットの調達が行われたことになる。 ○ 一般的に、このような調達においては供給者から見積書を徴取することが当然必要である。 ○ 消防庁では、E社の製造能力が不足しており、設備投資のためのコストが必要であることを勘案する一方、スケールメリットについては、手作り部分が多く大量生産のメリットがそれほど大きくないと判断したとしているが、そのような推測だけで、業者に対する具体的な経費についての確認は行っていない。 ○ 仕様に適合する既製品がないB社に対しても、見積書を要求し、予定価格設定の参考とすることは当然行われるべきであった。 ○ 一時期に大量に生産・供給するという、これまでの市場価格を参考にするだけでは全く不十分な、特殊な条件下であるにも関わらず、通常一般的に行われる情報収集さえ実施されていなかったために、本件で設定された予定価格の妥当性には疑いを持たざるを得ない。
<p>(5) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な要因によって事業者側に強い不信感が生まれている。それらの要因の中には誤解によるものがないとは言えなくとも、不信感が生まれることも当然と思われる不手際が発注者側にあったことを認めざるを得ない。 ○ 世界市場でも、国内市場でも十分な実績を持つB社に対して応札資格を与えないという決定が行われ、その決定過程、決定方法も決して厳正緻密に設計されたものではなく、当事者にとって納得性が低いものであった。 ○ 結果的に、当初から、本当に競争性を確保しようという意思があったのか、という疑念を持たせるような調達プロセスであったと言わざるを得ない。

意見 ー再発防止のための措置ー

抽出された問題点の分析に基づき、再発防止のためには以下のような措置が必要と勘案される。

(1) 内部統制の整備と高度化

総務省の全ての部局において現行の調達事務手続とその運用状況を点検し、本省における内部統制と同等のものを早急に整備することが必要。

(2) リスク管理能力の向上

問題が発生する状況を予測する能力、問題が発生する原因となる要素を分析・把握し、予防策と発生後対策をとることによって、リスク管理の水準を高度化していくことが必要。

(3) 苦情対応の適正化

苦情処理手続は、調達過程に不満を持つ供給者がこの制度の存在と活用法を知っていることが肝要。苦情申し立て制度の周知のプロセスを調達手続の中に標準的に組み込むべき。

(4) 調達の適正化に関する再確認と教育の徹底

省内全部局において、遵守すべき調達業務の基本的事項について再度確認するとともに、職務の重要性に関する認識を全職員に徹底するための教育機会の拡充が必要。